

どろんこ

2020年11月20日
648号
船橋市職労福祉支部
発行責任者 土佐千代子



公立保育園 管理課長交渉が ありました

10月29日(木)、「新型コロナウイルス感染症対策緊急要求書」を中心に、「保育園職場要求書」も合わせて行いました。

以下、組合と課長の交渉のやりとりです。(略)

***職場慣用に見合ったマスクを定期的に配布して欲しい。**

(課長)配膳事は公費でと考えている。定期的は厳しいが、洗って繰り返し使えるマスク等配布してきたいと思う。

(組合)効果を考えるとサージカ

ルマスクを希望したい。また、交換するタイミングを統一してほしい。

(課長)通勤時と保育時の交換は求めている。調乳時と食事時は整理して統一させたい。

***現在密を避けて工夫して活動していますが、密とはどの位なのか。活動についても具体的な指針を出してほしい。また、自粛可能な家庭への呼びかけをして欲しい。**

(課長)時間外は交差を避けるという意味で、合同を避けるようお願いしている。自粛の呼びかけは難しいが、時間外は可能な限り声かけしている。散歩は必要だと思う。市民の目が厳しい所もあるが、時期や工夫できるか公園緑地課に許可をもらった上で行っていき

***エアコンの点検とクリーニングを定期的に行って欲しい。**

(課長)毎年全園は難しいが、定期サイクルは4年に1回から、3年に1回にしている。突発的な修繕は応じるし、故障の際は買い換え等する。

***玩具消毒、密にならない保育等人員が必要。また、時間外の保育応援、支援見応援で体力も限界です。**

(課長)配置については職員課ですが、担当課としては伝えていきたい。
保育サポーターも増えて来ているが、確保の工夫、良い方法があれば取り入れていきたい。

***玩具消毒が終わらず勤務時間外になることもある。**

(課長)勤務時間外になった時は超勤申請をして下さい。サービス残業はしないで下さい。

(組合)「サービス残業はしないで

下さい。」と言うことだが、7時番は15分前に出勤して鍵を開け、掃除機をかける等、開園準備をしているが、これについてはどうか。
(課長)勤務時間前でも仕事をしたいらば超勤申請して下さい。

***密を避けた保育、効果のある消毒等、船橋市としての専門家による具体的なマニュアルを作成して欲しい。**

(課長)消毒については児童が頻繁に触る部分が行って欲しい。基準については「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック」に添って行って欲しい。具体的に質問があれば保健所に確認し、園長会で周知する。

***産休代替の配置をお願いします。**

(課長)中々充足できず欠員であることは理解している。職員課と雇用の仕方も含めて協議していき

たい。

*食事の際、手作りの仕切りで感染予防していますが、しっかりした物を用意して欲しい。

(課長)既製品はコストが高く、全園は厳しい。アクリル板の値段も高騰し入手困難になっている。工夫しながらやってほしい。

*体調不良児を隔離する為のパッケージは透明なら設置可能ではないか。

(課長)各園の状況を把握して必要があればと思います。

*全職種に欠員が出ないようにして欲しい。3歳児の配置基準が新制度になり、私立保育園では15対1に改善されている。

(課長)私立保育園では公定価格との関係で15対1になっている。

公立は15対1になっていない。乳児の配置基準が国は1.2歳児6対1だが、船橋市は5対1になっている、国より良い配置基準になっている。

(組合)『おおむね基準』があり、実際は1.2歳児では7人まで保育士1人、国の配置基準より悪くなる。

保育士の採用については、課も力を尽くしてくれていることに感謝し、担当課の姿勢として『子どもにとってどうなのか』の視点で考えて欲しいとお願いしました。

20人勤会計年度任用職員 期末手当削減 ストップ

皆さんからの団結署名が2306筆集まり、「会計年度任用職員の期末手当削減を今年度は行わない」という回答を得ました。正規職員については人勧通りとなりましたが、署名の力は大きいと思えました。

正規職員の賃金改正について、秋季年末紛争に繋がっていきたくありません。



『超勤申請をしましょう!!』

黄色の紙に印刷された用紙は、休憩室に掲示して下さい。仕事の内容は例です。

公立保育園管理課長交渉でも課長が「サービス残業はしないで下さい。」と言っていました。

長時間労働是正の最大の方法は『人員確保』です。公立保育園管理課長交渉でも要求してきましたが、数字にして訴えていきましょう!

超勤申請をしましょう!!

どんな仕事を超勤になるの?

- | | | |
|---------|-----------------------------|-------------------------|
| ① 離会課 | ② 児童室 | ③ 日々の保育準備(所定の履修への登録も含む) |
| ④ 保育応援 | ⑤ 行事(計画書、報告書、準備、片付け) | ④ 参加することが義務付けられている研修 |
| ⑥ 支援光栄課 | ⑦ お便り、更新期作成 | ⑤ 7時前の保育準備 |
| ⑧ 保育計画 | ⑧ 保護者対応(園服、子どもの様子伝える等) | ⑥ 19時過ぎの保護者お迎え遅れ |
| ⑨ 日誌 | ⑨ ケガ対応日々の保育準備(所定の履修への登録も含む) | |

等々ありますが、勤務時間外に勤務したら超勤です。保育園では超勤を付けたら15分単位に思っている方もいると思いますが、労働基準法では1分単位で計算することが原則のルールになっています。その上で1か月の超勤の合計が30分単位で計算されるのです。

なぜ、超勤申請をするの?

もちろん働いた報酬の支払いは労働基準法で義務付けられています。しかし、サービス残業は労働の実態を隠してしまうのです。長時間労働是正の最大の方法は、人員確保です。超勤を正しく申請し、発注にすることで深刻な問題となります。

心身共に限界を訴えている職員も少なくありません。

みんなを笑顔で正しく申請し、人員増加につなげていきましょう!



みなさんの声を届けています!

コロナ渦の中、保育園連絡会の開催方法も今後検討していかなくてはと考えています。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、公立保育園管理課からのマスクの個人配布、消毒液や液体石鹸の配布、在宅勤務中の職免対応の周知、最近では『保育のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック』を全園各クラスに配布する等、小さい事かもしれませんがみなさんからの声を課に届けています。また、マスクをしながらの食事介助では咀嚼の動作を見せられないという声から、口元が透明になっているマスクを課に提案、現在2園で試行中です。中々情報交換が難しい状況ですが、“ふなみち”や“どろんこ”、“こぶし”など、ニュースでお知らせしていきますので、読んでください。